

江南市小規模契約希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江南市が発注する小規模な修繕の請負、業務の委託、物品の購入等（以下「小規模契約」という。）について、市内事業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 対象となる小規模契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、1件の予定価格が80万円以下のものとする。

(登録の要件)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 江南市競争入札参加資格の申請をする者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格を有しない者
- (4) 市税の滞納がある者

(登録の申請)

第4条 登録を希望する者は、小規模契約希望者登録申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、履歴事項全部証明書
- (2) 個人にあっては、身元（身分）証明書
- (3) 市税の納税証明書

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、次に定めるところによる。

- (1) 定時登録に係るもの 登録年の4月1日から2年後の3月31日まで
- (2) 随時登録に係るもの 登録の日から定時登録に係る有効期限まで

(名簿への登録)

第6条 市長は、第4条の規定により、登録の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、小規模契約希望者登録名簿に登録するものとする。

(登録事項の変更等)

第7条 名簿に登録された者は、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したとき等は、小規模契約希望者登録事項変更届（様式第2）又は小規模契約希望者登録

廃止届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による小規模契約希望者の登録の申請及び名簿への登録は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 平成24年3月31日までの間に限り、登録の有効期間は、第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日（同日後に登録をする場合にあっては、当該登録をした日）から平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

小規模契約希望者登録申請書

年 月 日

江南市長

住所

申請者

氏名

・ 年度において、江南市が発注する小規模な工事、修繕、業務委託及び物品の購入について、契約希望者の登録を申請します。

所在地又は住所	〒 江南市
フリガナ 商号又は名称	
フリガナ 代表者名	
電話番号	
ファックス番号	

登録希望業種（小規模工事等の例示を参考に3業種以内をご記入ください。）

番号	例示 番号	登録希望業種	具体的な内容	許可・免許を有する場合、その 種類名称等
1				
2				
3				

様式第2（第7条関係）

小規模契約希望者登録事項変更届

年 月 日

江南市長

住所

申請者

氏名

年度・ 年度小規模契約希望者登録申請書の下記事項について、変更がありましたので、関係書類を添えて提出します。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第3（第7条関係）

小規模契約希望者登録廃止届

年 月 日

江南市長

住所
申請者
氏名

下記のとおり提出します。

記

1 住所又は所在地

2 商号又は商号

3 代表者職氏名

4 廃止年月日 年 月 日

5 廃止する理由